

静岡県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月26日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第20号

静岡県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

静岡県税賦課徴収条例（昭和47年静岡県条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(環境性能割の納付の方法)</p> <p>第51条の5 (略)</p> <p>2 環境性能割の納税義務者は、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第3条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法の規定による登録等の申請等で規則で定めるものを行い、併せて静岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年静岡県条例第65号）<u>第3条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第160条第1項の申告書の提出を行う場合には、当該登録等の申請等をした際に、当該登録等の申請等に係る自動車に係る環境性能割額を現金をもつて納付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(種別割の証紙徴収の方法の特例)</p> <p>第55条の2 前条の規定にかかわらず、種別割の納税者は、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行う場合において、静岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織</p>	<p>(環境性能割の納付の方法)</p> <p>第51条の5 (略)</p> <p>2 環境性能割の納税義務者は、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第6条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法の規定による登録等の申請等で規則で定めるものを行い、併せて静岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年静岡県条例第65号）<u>第3条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第160条第1項の申告書の提出を行う場合には、当該登録等の申請等をした際に、当該登録等の申請等に係る自動車に係る環境性能割額を現金をもつて納付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(種別割の証紙徴収の方法の特例)</p> <p>第55条の2 前条の規定にかかわらず、種別割の納税者は、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行う場合において、静岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使</p>

を使用し、かつ、地方税共同機構を經由して、次条の規定による申告書の提出を行うときは、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る種別割の額を施行規則第9条の16で定める方法によつて、払い込まなければならない。

用し、かつ、地方税共同機構を經由して、次条の規定による申告書の提出を行うときは、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る種別割の額を施行規則第9条の16で定める方法によつて、払い込まなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行の日から施行する。